

船舶事故調査報告書

平成23年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	浸水
発生日時	平成23年7月16日 06時10分ごろ
発生場所	長崎県長崎市伊王島西方沖 伊王島灯台から真方位199° 800m付近 （概位 北緯32° 42.4′ 東経129° 45.5′）
事故調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 たか丸、4.98トン NS3-65070（漁船登録番号）、個人所有 12.57m×2.39m×0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数80、昭和52年9月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年7月12日 免許証交付日 平成22年7月14日 （平成27年7月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年7月16日03時30分ごろ長崎市長崎港旭町岸壁を伊王島西方沖に向けて出航し、05時00分ごろ伊王島西方沖に到着した。</p> <p>船長は、05時30分ごろ、約1～2ノットの対地速力で南進しながら、船尾甲板上ではえ縄の投下を開始し、06時05分ごろ投下を終え、船体中央付近の操縦席に戻って機関を中立にしたとき、計器警報盤の警報ランプが点灯しているのに気づき、06時10分ごろ、操縦席の床板を外して機関室内を見回したところ、主機上部付近まで浸水しており、直ちに機関を停止した。</p> <p>船長は、携帯電話で海上保安庁に救助を要請したが、06時30分ごろ本船が次第に沈下して危険を感じたので、救命胴衣を着用して海上に脱出し、06時45分ごろ付近を航行中のヨットに救助され、07時15分ごろ来援した巡視艇に移乗した。</p> <p>本船は、海面に船首部を残すだけとなり、沈没するおそれがあったので、要請した救助船によって浮体が数本取り付けられたのち、えい航されて長崎港小ヶ倉柳ふ頭に着岸した。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし 海象：海上 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、出港前に機関室のビルジ量等を点検したが、異状を認めなかった。</p> <p>主機の船体付き海水吸入弁（以下「海水吸入弁」という。）は、青銅製のスルース弁であり、接続している出口管の内径が約50mmであった。</p> <p>海水吸入弁は、本事故後、著しく腐食した状態で割損していた。</p> <p>船長は、平成23年4月に中古の本船購入時、機関室内の点検を依頼した機関整備業者に海水吸入弁の早めの新替えを奨められていたが、本事故時まで行っていなかった。</p> <p>船長は、機関整備業者から海水吸入弁の使用に当たっては、点検するよう助言を受けていたが、本事故時まで点検したことも開閉したこともなかった。</p> <p>計器警報盤は、本事故当時、警報ランプは点灯したが、警報ブザーは故障して作動しなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、伊王島西方沖で操業中、海水吸入弁が腐食により割損したことから、機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>海水吸入弁は、本事故後、腐食による割損が確認されたことから、同吸入弁に亀裂が発生していた可能性があると考えられるが、本船購入後から船長による点検整備が行われていなかったことから、割損に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、機関室ビルジの高液面警報装置が装備されていれば、機関室への浸水を早期に発見でき、本事故を回避することができた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、伊王島西方沖で操業中、海水吸入弁が腐食により割損したため、機関室に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機海水管系統の海水管、海水弁等は、定期的に点検整備すること。 	